

## 金融安定理事会報告書 (FSB Report) と運営機関自主評価 (7月7日公表) に関する差異について

	FSB Report (基準日4/11)	FSB評価基準日以降の対応事項等	運営機関自主評価 (基準日7/4)
原則3 運営機関の利益相反	Partly Implemented (一部遵守している)	➤ 平成26年7月4日付で、理事および監視委員会委員の利益相反の有無に関する表明文書をホームページ上に公表し、重要な利益相反に関する書類を公表しております。	➤ <u>概ね</u> 遵守している
原則5 内部監督機能	Broadly Implemented (概ね遵守している)	➤ 監視委員会を開催し、行動規範の遵守状況や呈示レート等について適切性を確認しております。	➤ 遵守している
原則8 データのヒエラルキー	Broadly Implemented (概ね遵守している)	➤ 行動規範を平成26年7月4日付で改定し、実取引が観測できる場合には、当該実取引を最低限含み、かつ優先的に考慮する旨を明確化し、データのヒエラルキーを規定化するよう対応しております。	➤ 遵守している
原則12 算出方針に対する変更	Broadly Implemented (概ね遵守している)	➤ 平成26年7月4日付で、行動規範を改定するにあたり、業務規程に規定する手続きに則り実施しております。	➤ 遵守している
原則14 呈示者に係る行動規範	Broadly Implemented (概ね遵守している)	➤ 各リファレンス・バンクから、行動規範にもとづく社内規程の提出を受け、内容を精査したうえで、その内容を監視委員会に報告しております。	➤ 遵守している
原則16 不服処理	Broadly Implemented (概ね遵守している)	➤ 全銀協TIBORに関する意見や苦情を監視委員会に報告し、意見や苦情に対する対応の適切性を確認しております。	➤ 遵守している

以上